

議案第14号

日野町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部
改正について

日野町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年3月5日提出

日野町長 塔 田 淳

日野町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の改正が必要な理由と概要

1 背景及び趣旨

特別職の国家公務員の給与改定に準じ、期末手当の率の改正を行う。
また、鳥取県西部地区特別職報酬等審議会からの答申を受け報酬月額
の改正を行う。

2 改正内容

期末手当の支給月数の引上げ

支給月数を0.10月引上げ（現行3.30月⇒改正3.40月）

報酬月額を改正

議	長	月額316,000円から323,000円へ改正
副	議	長 月額235,000円から249,000円へ改正
常	任	委員 長 月額226,000円から240,000円へ改正
議	会	運営委員 長 月額226,000円から240,000円へ改正
議	員	月額221,000円から235,000円へ改正

3 附則

令和6年4月1日から施行する。

(参考)

		6月期	12月期
令和5年度 期末手当	議員	1.65月（支給済み）	1.65月（支給済み）
令和6年度 期末手当	議員	1.70月	1.70月

日野町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

日野町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(平成20年日野町条例第24号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前																								
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 議会の議員の受ける期末手当の額は、議員報酬の月額100分の120に相当する額に一般の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、日野町職員の給与に関する条例(昭和48年日野町条例第6号)第19条第2項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。</p> <p>別表第1(第2条関係)</p> <table border="1" data-bbox="828 1152 1234 2082"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>議員報酬月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>議長</td> <td>323,000円</td> </tr> <tr> <td>副議長</td> <td>249,000円</td> </tr> <tr> <td>常任委員長</td> <td>240,000円</td> </tr> <tr> <td>議会運営委員長</td> <td>240,000円</td> </tr> <tr> <td>議員</td> <td>235,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	議員報酬月額	議長	323,000円	副議長	249,000円	常任委員長	240,000円	議会運営委員長	240,000円	議員	235,000円	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 議会の議員の受ける期末手当の額は、議員報酬の月額100分の120に相当する額に一般の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、日野町職員の給与に関する条例(昭和48年日野町条例第6号)第19条第2項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。</p> <p>別表第1(第2条関係)</p> <table border="1" data-bbox="828 208 1234 1152"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>議員報酬月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>議長</td> <td>316,000円</td> </tr> <tr> <td>副議長</td> <td>235,000円</td> </tr> <tr> <td>常任委員長</td> <td>226,000円</td> </tr> <tr> <td>議会運営委員長</td> <td>226,000円</td> </tr> <tr> <td>議員</td> <td>221,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	議員報酬月額	議長	316,000円	副議長	235,000円	常任委員長	226,000円	議会運営委員長	226,000円	議員	221,000円
区分	議員報酬月額																								
議長	323,000円																								
副議長	249,000円																								
常任委員長	240,000円																								
議会運営委員長	240,000円																								
議員	235,000円																								
区分	議員報酬月額																								
議長	316,000円																								
副議長	235,000円																								
常任委員長	226,000円																								
議会運営委員長	226,000円																								
議員	221,000円																								

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。